

# 「介護保障の法的根拠」

於 :大阪弁護士会館

2013年6月22日(土)

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット

共同代表 弁護士 藤岡 毅

日本国憲法

障害者権利条約

障害者基本法

障害者総合支援法

**憲法 22条 1項** 何人も、公共の福祉に反しない限り、**居住、移転及び職業選択の自由**を有する。」

憲法は近代市民社会の、身分制的拘束からの基本的自由権として規定。

移転の自由は経済的自由の一環をなすとともに、  
...**人身の自由**としての側面を有する。

のみならず、自己の選択するところに従い様々な自然と人との接し、コミュニケーションすることは個人の人格形成・精神的活動にとって決定的重要性をもつことであって、その意味で**精神的自由としての性格**をもっている。」

(佐藤幸治 憲法 [第3版]554頁)。

# 障害者権利条約 (批准も近づく)

## 第19条

### 自立した生活 (生活の自律) 及び 地域社会へのインクルージョン

障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。

2011年8月5日

## 改正障害者基本法の施行

(地域社会における共生等)

### 第三条

第一条に規定する社会の実現は、  
全ての障害者が、障害者でない者と  
等しく、基本的人権を享有する個人  
としてその尊厳が重んぜられ、その  
尊厳にふさわしい生活を保障される  
権利を有する...

## 障害者総合支援法 第1条 (目的)

「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、...**基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい**日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、...支援を**総合的**に行い、」

一見抽象的に見えますが、重要です。

行政は **基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい**日常生活又は社会生活を営むことができるよう **必要な障害福祉サービスに係る給付**」を行う義務がある。

今年 4月施行の**障害者総合支援法**で  
**第 1 条の 2**

**「全ての障害者...が可能な限りその  
身近な場所において必要な日常生活  
又は社会生活を営むための支援を受  
けられることにより社会参加の機会  
が確保されること」**

**が法定化されました。**